

平成31年4月

千葉市霊園管理規則の改正のお知らせ

平成31年4月に、千葉市霊園管理規則の一部の改正を行いました。

これにより、墓地の生前承継や、パートナーシップ宣誓者の市営霊園の申込が可能となりました。

主な改正項目

(1) 生前承継に関する規程を整備

今までは、離縁・離婚等以外の理由による生前での承継を認めておりませんでした。使用者が遠隔地に居住していることや高齢等により、墓地管理が困難な場合、使用者の同意により承継ができるようになりました。

(2) 使用許可を受けることができる者の資格の改定

使用許可を受けることができる者の資格として、「死亡者の配偶者又は2親等内の血族」としていたところ、「配偶者と同様の関係にあると市長が別に定める者」として、パートナーシップを宣誓した者も市営霊園の使用許可を受けることができるよう規定を整備しました。

※ パートナシップ: 互いを人生のパートナーとし、次に掲げる事項を約した2人の者の関係。
(詳細は、千葉市 [パートナーシップ宣誓制度](#) をご参照ください。)

(3) 墓地カロートの交換

従前では、「カロート及び花立てが備え付けられている場合は、備え付けのものを使用すること」として、設置されているカロート等の形状変更や交換を認めておりませんでした。老朽化等による交換ができるようになりました。

- ・設備基準は、市既設カロートと同等の規格(排水・基礎等)を備えるものとします。
- ・既設カロートの撤去及び処分費用は使用者負担とします。

(問合せ先)

千葉市役所保健福祉局健康部

生活衛生課計画班

TEL: 043-245-5216

FAX: 043-245-5556

メール: seikatsueisei.HWH@city.chiba.lg.jp